

愛川町都市公園の設置及び管理に関する条例(昭和47年5月30日条例第5号)新旧対照表 (案)

現行	改正後 (案)
別表第1 (第7条関係) 【別記1 参照】	別表第1 (第7条関係) 【別記1 参照】
別表第2 (第12条関係) (1)～(3)省略 (4)有料公園施設の使用料 【別記2 参照】	別表第2 (第12条関係) (1)～(3)省略 (4)有料公園施設の使用料 【別記2 参照】
備考 1 (省略) 2 <u>中津工業団地第1号公園水泳プールの回数券は、2時間片11枚つづりとする。</u> 3 (省略) 4 (省略) 5 愛川町、厚木市及び清川村の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者以外のものが各施設(<u>中津工業団地第1号公園の水泳プール及び田代運動公園の水泳プール並びに</u> 照明施設を除く。)を専用使用する場合の1回の使用料は、当該使用料を2倍した額とする。	備考 1 (省略) 2 (削除) 3 (省略) 4 愛川町、厚木市及び清川村の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者以外のものが各施設(田代運動公園の水泳プール及び照明施設を除く。)を専用使用する場合の1回の使用料は、当該使用料を2倍した額とする。

【別記1】

現行

都市公園の名称	有料公園施設の種類
中津工業団地第1号公園	野球場 多目的広場 体育館 庭球場 <u>水泳プール</u>

以下省略

改正後

都市公園の名称	有料公園施設の種類
中津工業団地第1号公園	野球場 多目的広場 体育館 庭球場

以下省略

【別記2】

現行

名称	施設使用料			照明施設使用料	
	単位	金額	単位	金額	
中津工業団地第1号公園	野球場	1面2時間につき	1,500円	1面1時間につき	2,500円
	多目的広場	1面2時間につき	1,500円	1面1時間につき	2,500円
	庭球場	1面2時間につき	1,000円	1面1時間につき	400円
	水泳プール	大人	2時間	200円	
		回数券		2,000円	
		小人	2時間	50円	
		(中学 生以下 の者)	回数券	500円	

以下省略

改正後

名称	施設使用料			照明施設使用料	
	単位	金額	単位	金額	
中津工業団地第1号公園	野球場	1面2時間につき	1,500円	1面1時間につき	2,500円
	多目的広場	1面2時間につき	1,500円	1面1時間につき	2,500円
	庭球場	1面2時間につき	1,000円	1面1時間につき	400円

以下省略